

Ⅱ 震災対策編

第4部 警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方	1
第2章 東海地震に関連する調査情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応措置.....	5
第3章 警戒宣言時の対応措置.....	13
第4章 区民・事業所等のとるべき措置	38

第 1 章 対策の考え方

第 1 節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずる恐れのある震度6以上と予想される地域（1都7県157市町村、平成24年4月現在）が「強化地域」として指定された。

豊島区は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるとともに、豊島区は池袋副都心を中心として、高度に人口及び都市機能等が集中しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、豊島区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとする。

【参照：東海地震について（気象庁）（資料編Ⅱ 震災対策編第4部p.1）、東海地震に係る地震防災対策強化地域（都総務局）（資料編Ⅱ 震災対策編第4部p.4）】

第 2 節 基本的な考え方

東海地震に関する情報が出された場合は、その情報内容に応じ必要な対応をとるものとする。東海地震注意情報が出された場合には、この情報が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報であることに鑑み、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。又、東海地震注意情報を踏まえて準備行動を開始する決定がなされた場合には、社会的混乱のための措置を講ずるとともに、必要な準備行動をとるものとする。

なお、これらの準備行動の実施にあたっては、経済的影響などについても配慮するものとする。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、東京の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、

- (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置をとる。

【参照：警戒宣言、地震予知情報について（東京管区気象台）（資料編Ⅱ 震災対策編第4部p.6）】

- (2) 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生、又は警戒宣言の解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、混乱防止のために必要な対策も盛り込む。

【参照：異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（東京管区気象台）（資料編Ⅱ 震災対策編第4部p.9）】

- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、地域防災計画「災害予防計画」及び「災害応急対策計画」で対処する。
- 4 豊島区の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
 - (3) 東海地震が発生した場合、区の地域のほとんどは震度5の弱であるところから、震度に応じた対策を講ずることとする。
 - (4) 豊島区及び各防災機関並びに隣接区等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。
- 6 平成23年2月の消防庁・気象庁通知に基づき、情報を分かりやすくするための補足として、本計画内でも原則、情報名称の後に以下のカラーレベルを付記するものとする。
 - (1) 東海地震予知情報 …発表時：「(赤)」 終了時「(青)」
 - (2) 東海地震注意情報 …発表時：「(黄)」 終了時「(青)」
 - (3) 東海地震に関連する調査情報 …発表時：「(青)」 終了時「(青)」

第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- 1 東海地震が発生した場合、東京都防災会議が発表した予想震度分布によると、豊島区の地域はおおむね震度5弱である。

【参照：気象庁震度階級関連解説表（資料編Ⅱ 震災対策編第4部p.10）】

- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第4節 今後の課題

本計画は、現時点において考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、地震予知に係る対応措置は、震災対策上初めてのことであるところから、今後、都の行う東海地震の被害想定調査及び都民の意識調査等を参考として、より充実した計画にしていく。

第5節 事業所に対する指導〔消防署〕

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関して、消防計画等の次の事項について作成指導を行う。

第1 消防計画等に定める事項

- 1 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること
- 2 火気の取り扱いの中止等出火防止措置に関すること
- 3 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること
- 4 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること
- 5 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること
- 6 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること
- 7 予知情報、又は警戒宣言に関する教育、訓練に関すること
- 8 その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること
- 9 家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること
- 10 家族等との安否確認の実施に関すること
- 11 従業員等の一斉帰宅の抑制に関すること
- 12 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること

第2 予防規程（危険物施設）に定める事項*

- 1 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること
- 2 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること
- 3 危険物等の流出拡散防止のための設備、資器材の点検、配置、その他の措置に関すること
- 4 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること
- 5 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急しゃ断装置等の点検に関すること
- 6 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること
- 7 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること
- 8 警戒宣言に関する教育、訓練に関すること
- 9 タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること
- 10 地域住民に対する広報に関すること
- 11 帰宅困難者対策等に関すること
- 12 その他地震防災上必要な措置に関すること

※石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。

第3 指導方法

- 1 防災指導等印刷物による指導
- 2 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- 3 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- 4 その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第6節 防災訓練〔総務部・消防署〕

第1 参加機関等

- 1 消防団
- 2 住民及び事業所
- 3 関係防災機関
- 4 災害時支援ボランティア
- 5 協定締結等の民間団体

第2 訓練項目

- 1 消防機関の訓練
- 2 防災関係機関と連携した訓練
- 3 住民及び事業所が参加する訓練
- 4 前3までの総合訓練

第3 訓練の種別

- 1 非常招集命令伝達訓練
- 2 参集訓練
- 3 初動措置訓練
- 4 警戒本部運営訓練（災害対策本部運営訓練に準ずる）
- 5 情報収集訓練
- 6 通信運用訓練
- 7 震災警防本部等運営訓練
- 8 部隊編成及び部隊運用訓練
- 9 要配慮者等避難誘導訓練

第4 実施回数及び場所

毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

第 2 章

東海地震に関連する調査情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第 1 節 東海地震に関連する調査情報(青)発表時の対応

気象庁から「東海地震に関連する調査情報」(青)が発表された場合、平常時の活動を維持しながら情報の監視を行う。

第 2 節 東海地震注意情報(黄)発表時の伝達

【総務部・区議会事務局・選挙管理委員会事務局・政策経営部・区民部・文化商工部・保健福祉部・子ども家庭部・監査委員事務局・環境清掃部・池袋保健所・健康担当部・都市整備部・教育委員会事務局教育部・会計管理室・警視庁・東京消防庁・その他の防災関係機関】

東海地震注意情報(黄)が出された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは東海地震注意情報(黄)が出された場合の伝達に関し必要な事項を定める。

第 1 関係機関への伝達系統

東海地震注意情報(黄)の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。又、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

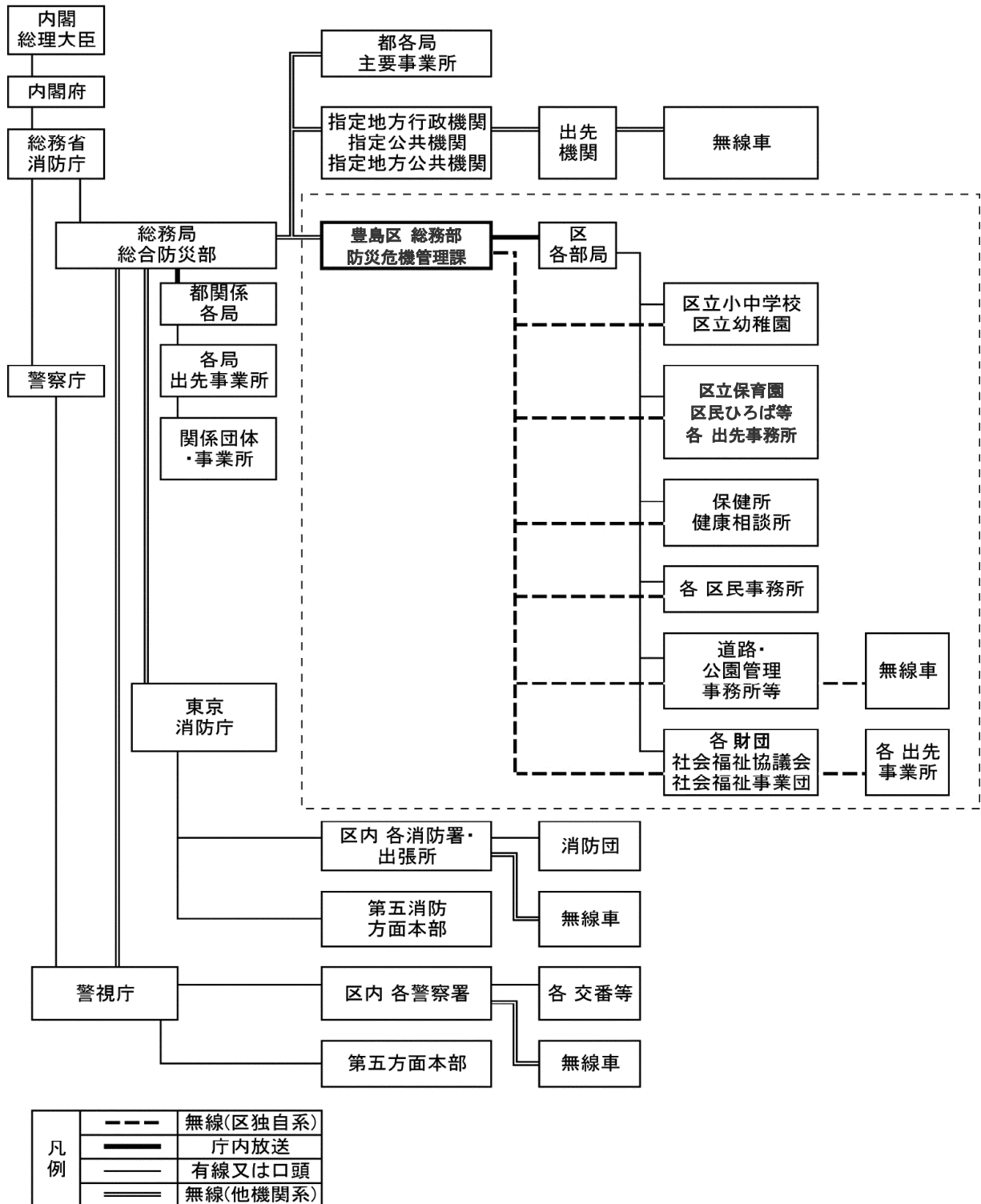
なお、勤務時間外においては、区総務部防災危機管理課より区各部庶務担当課長を通じて、伝達を行うものとする。

第4部 警戒宣言に伴う対応措置

第2章 東海地震に関連する調査情報発表時から

警戒宣言が発せられるまでの対応措置

【東海地震注意情報連絡伝達系統図】



第2 東海地震注意情報(黄)の伝達

機 関	内 容
区	<p>(1) 総務部防災危機管理課（夜間休日等勤務時間外は、宿直員）は、都総務局から東海地震注意情報(黄)が出された場合は、直ちにその旨を区各部及び関係防災機関等へ無線、有線その他の手段を活用し伝達する。</p> <p>(2) 総務部防災危機管理課から通報を受けた各部局及び教育委員会は直ちにその旨を部局内各課、所管施設へ伝達する。</p> <p>(3) 区民及び地域防災組織等への伝達は、報道機関の報道開始後に、防災行政無線及び広報車により行う。</p> <p>(注) 私立幼稚園、私立保育園、各種・専修学校への東海地震注意情報の伝達は、報道機関の報道開始後に行う。</p>
警 視 庁 (第五方面本部) (池袋警察署) (巣鴨警察署) (目白警察署)	<p>警察庁、又は都総務局から東海地震注意情報(黄)の通報を受けたときは、直ちに一斉通報模写電報により全所属に伝達する。</p>
東 京 消 防 庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)	<p>東京消防庁は、東海地震注意情報(黄)が出された場合、直ちに全所属に伝達し、震災警戒招集計画に基づき、全消防職員及び消防団員に伝達する。</p>
そ の 他 の 防 災 機 関	<p>都総務局から東海地震注意情報(黄)の通報を受けた時は、直ちに部局内各課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。</p>

(注1) 各公共機関へは、区同報系防災行政無線等により、報道開始後、一斉通報する。

第4部 警戒宣言に伴う対応措置

第2章 東海地震に関連する調査情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第3節 活動態勢

【総務部・都建設局・都交通局・都水道局・都下水道局・警視庁・東京消防庁・陸上自衛隊・日本郵政(株)・東日本旅客鉄道(株)・NTT東日本・日本赤十字社・首都高速道路(株)・東京電力(株)・東京ガス(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)・豊島区医師会・豊島区歯科医師会・豊島区薬剤師会・豊島ケーブルネットワーク(株)】

東海地震注意情報(黄)が出された場合、区及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のため必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

第1 区、警視庁、東京消防庁、都

機 関	内 容
区	<p>(1) 東海地震注意情報(黄)発表時</p> <p>ア 危機管理対策本部の設置 東海地震注意情報(黄)を受けた場合、直ちに緊急連絡を実施するとともに、危機管理対策本部を設置する。</p> <p>イ 職員の参集 防災危機管理課及びその他の課の職員は、必要に応じ職場に待機する。なお、区役所の閉庁時間中においては、報道機関の報道開始により、危機管理対策本部を設置し、職員は必要に応じいつでも参集できる体制をとる。警戒宣言又は予知情報(赤)が発せられるまで防災態勢に万全を期す。</p> <p>ウ 危機管理対策本部所掌事務 (ア) 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 (イ) 社会的混乱防止のための広報活動 (ウ) 都及び関係防災機関との連絡調整 ※ 危機管理対策本部の事務局は防災危機管理課にて行う。 【参照：豊島区危機管理対策本部設置要綱(資料編 V 例規等p.123)】</p> <p>(2) 東海地震予知情報(赤：警戒宣言)発表時</p> <p>ア 災害対策本部の設置 警戒宣言又は予知情報(赤)を受けた場合、直ちに緊急連絡を実施するとともに、災害対策本部を設置する。</p> <p>イ 職員の参集 東海地震警戒配備態勢【参照：区災害対策の設置及び配備態勢(本編 II 震災対策編第2部p.3)】とする。なお、区役所の閉庁時間中においては、報道機関の報道開始により、警戒配備態勢が発令されたものとし、配備職員は直ちに各職場に参集する。</p> <p>ウ 所掌事務 災害対策本部を設置し、警戒配備態勢をとり次の事務を処理する。 (ア) 東海地震予知情報(赤)等その他防災上必要な情報の収集及び伝達 (イ) 社会的混乱防止のための広報活動 (ウ) 都及び関係防災機関との連絡調整</p>

第4部 警戒宣言に伴う対応措置

第2章 東海地震に関連する調査情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

機 関	内 容
<p>警 視 庁 (第五方面本部) (池袋警察署) (巣鴨警察署) (目白警察署)</p>	<p>(1) 警備本部の設置 東海地震注意情報(黄)が出された時点で、次により速やかに各級警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。</p> <p>ア 第五方面警備本部 方面本部長は、方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮にあたる。</p> <p>イ 現場警備本部 各警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。</p> <p>(2) 警備要員の参集 警備要員は、東海地震注意情報(黄)に基づく招集命令を受けたとき、又は東海地震注意情報発表を知ったときは、自所属へ参集する。</p>
<p>東 京 消 防 庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)</p>	<p>東海地震注意情報(黄)を受けた場合は震災警戒態勢を発令して次の対応を行う。</p> <p>(1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集</p> <p>(2) 震災消防活動部隊の編成</p> <p>(3) 関係防災機関への職員の派遣</p> <p>(4) 救急医療情報の収集体制の強化</p> <p>(5) 救助・救急資器材の準備</p> <p>(6) 情報受信体制の強化</p> <p>(7) 高所見張員の派遣</p> <p>(8) 出火防止、初期消火等の広報の準備</p> <p>(9) その他消防活動上必要な情報の収集</p>
<p>都 関 係 機 関</p>	<p>(1) 都関係機関の情報連絡態勢 都は、注意情報を受けたときは、直ちに総務局総合防災部において、情報連絡態勢をとる。また、政府が準備行動の開始を公表したときは、災害即応態勢をとる。各部局は、有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。</p> <p>(2) 職員の参集 都職員動員態勢を地震防災強化地域内においては、第1配備態勢とし、それ以外の地域においては、第1又は第2配備態勢とする。</p> <p>(3) 掌握事務 都総務局総合防災部は、各防災関係機関の協力を得て、次の事務を行う。</p> <p>ア 政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報及び東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、東海地震に関する情報内容やその意味についての広報の実施</p> <p>ウ 都各局、区市町村及び防災関係機関との連絡調整</p>

第4部 警戒宣言に伴う対応措置

第2章 東海地震に関連する調査情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第2 防災機関等

東海地震注意情報(黄)に接した場合、各防災機関は、次のとおり実情に応じた防災態勢をとるものとする。

機 関	内 容
東日本旅客鉄道株 (東京支社)	東海地震注意情報(黄)が出されたときは、各駅は地震防災隊の編成準備に入る。
東武鉄道株	東海地震注意情報(黄)が出されたときは、伝達経路により、本部関係者や応急対策従業員を非常招集するものとする。
西武鉄道株	東海地震注意情報(黄)を受けた関係者は警戒宣言の発令に備え指定された場所に出動するものとする。
東京地下鉄株	東海地震注意情報(黄)を受けた場合は、直ちに要員を非常招集して災害対策本部を設置する。
NTT東日本	東海地震注意情報(黄)が出されたときは、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。 (1) 通話量等通信疎通状況の監視 (2) 電力機器通信設備の運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 (4) 電話利用自粛等の広報活動
首都高速道路株	(1) 東海地震注意報を受けた場合は、緊急体制をとり、あらかじめ指定された役員、社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。 (2) 地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制及び点検基準により地震発生前に点検を実施する。
その他の機関	東海地震注意情報(黄)が出された場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。

第4節 混乱防止措置

【総務部・警視庁・都交通局・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)・NTT東日本】

東海地震注意情報(黄)等により種々の混乱が発生する恐れのあるとき、又は、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
区	(1) 対応措置の内容 ア 混乱防止に必要な情報を収集し、都及び関係防災機関に伝達 イ 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 ウ その他必要事項 (2) 対応部課 総務部防災危機管理課が関係部課の協力を得て処理する。
警 視 庁 (第五方面本部) (池袋警察署) (巣鴨警察署) (目白警察署)	<主要駅等の警備> 東海地震注意情報(黄)の決定後はあらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱の予想される池袋駅及び混乱の発生した駅等に部隊を配備して、整理誘導等を行う。
都 交 通 局	駅において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全を図る。 (1) 報道機関を通じて正確な運転状況等の情報を提供する。 (2) 放送・掲示等により同様の情報の提供を行う。 (3) 状況により、階段規制、改札規制等の入場制限を行う。 (4) 状況により、警察官の応援を要請する。
東日本旅客鉄道(株) (東京支社)	(1) テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 (2) 東京支社社員等を派遣する等、駅客扱い要員の増強を図る。 (3) 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段規制、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 ウ 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
東武鉄道(株)	(1) 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため正確な情報連絡に努める。 (2) 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止のため、次の措置をとる。 ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段規制、改札止め等の入場制限の実施を併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。
西武鉄道(株)	駅長は必要により早期に警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。

第4部 警戒宣言に伴う対応措置

第2章 東海地震に関連する調査情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応措置

機 関	内 容
東京地下鉄(株)	(1) 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の派遣を要請する。 (2) 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとる。 ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段規制、改札止め等の入場制限の実施と、状況により旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行い、適切な旅客誘導に努める。
NTT東日本	東海地震注意情報(黄)の報道に伴い、通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合においては、防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に、次により措置する。 (1) 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。 (2) 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 (3) 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話(緑色、グレー)からの通話は確保する。

第5節 東海地震注意情報(黄)発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報 【各防災関係機関】

注意情報(黄)は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析等を行っているところであるので、住民の冷静な対応が望まれる。仮に、地震が発生したとしても、震源である駿河湾から遠い豊島区の震度は5弱と予想されているため、被害があったとしても軽微であると推測される。(宮城県沖地震の仙台での揺れは、震度5強。)

従って、この時期の広報内容は、原則として、テレビ、ラジオ等による住民への冷静な対応の呼び掛けが中心となる。

なお、現場で混乱の発生が予想される時は、各関係防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、警察に通報する。

テレビ、ラジオ等の放送機関においては、東海地震注意情報(黄)が出された時点から、通常番組を中断する等して次のような内容を放送する。

- 1 東海地震注意情報(黄)の報道
- 2 東海地震注意情報(黄)に至った経過と今後の見込み
- 3 家庭、職場での心得
- 4 情報に注意するよう呼び掛ける
- 5 地震予知のしくみ

第 3 章 警戒宣言時の対応措置

第 1 節 活動態勢

【総務部・区議会事務局・選挙管理委員会事務局・施設管理部・政策経営部・区民部・文化商工部・保健福祉部・子ども家庭部・監査委員事務局・環境清掃部・池袋保健所・健康担当部・都市整備部・教育委員会事務局教育部・会計管理室・都建設局・都交通局・都水道局・都下水道局・警視庁・東京消防庁・陸上自衛隊・日本郵便(株)・東日本旅客鉄道(株)・NTT東日本・日本赤十字社・首都高速道路(株)・東京電力(株)・東京ガス(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)・豊島区医師会・豊島区歯科医師会・豊島区薬剤師会・豊島ケーブルネットワーク(株)】

第 1 区の活動態勢

1 災害対策本部の設置

区長は、警戒宣言、又は予知情報(赤)が発せられたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

2 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (3) 防災機関の業務に係る連絡調整
- (4) 区民への情報の提供

3 配備態勢

- (1) 本部職員の配備態勢は、警戒宣言、又は予知情報(赤)発表時は東海地震警戒配備態勢とし、災害発生時は第1次～第3次配備態勢で対応する。
- (2) 配備人員は、予め定められた計画に基づき、配備するものとする。

第 2 区の業務等の対応措置

1 窓口業務

警戒宣言、又は予知情報(赤)が発せられた場合でも、東京の都市機能は極力平常状態を確保する原則から、区本庁舎、区民事務所等の窓口業務は平常どおり開設する。

2 行事、会議の中止

区が主催、又は共催する行事及び会議は、実施中又は計画中に係らず、警戒宣言、又は予知情報(赤)が発せられた時から警戒宣言、又は予知情報の解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止、又は延期とする。

第 3 防災機関等の活動態勢

1 各防災機関は警戒宣言、又は予知情報(赤)が発せられた場合、区地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。

また、区が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。

2 各防災機関は、上記1の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

第4 相互協力

警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

1 防災機関への応援要請

防災機関等の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区若しくは他防災機関等の応援の斡旋を依頼しようとするときは、都総務局（災害対策部応急対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

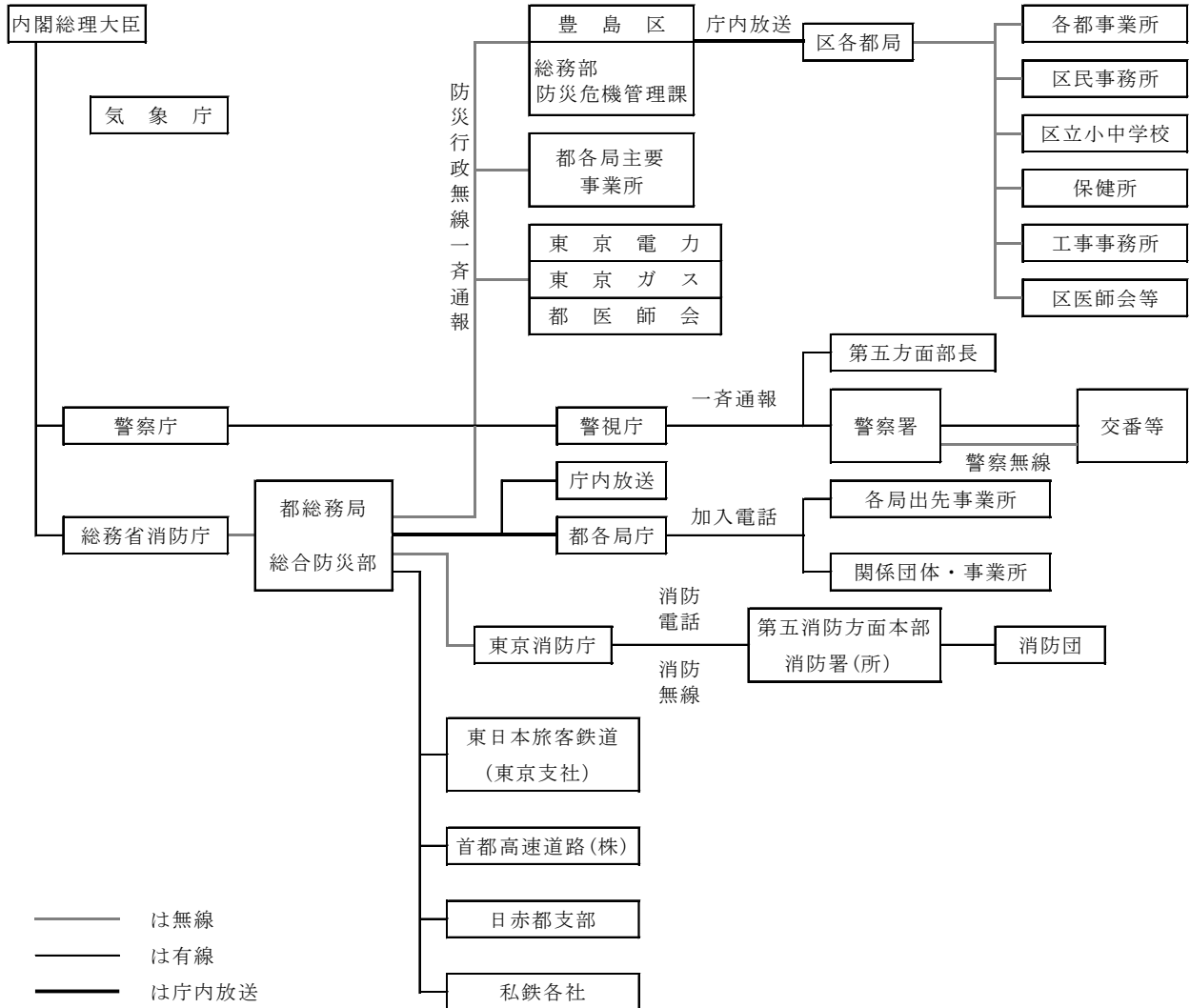
- (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及び斡旋を求める理由）
- (2) 応援を希望する機関名（応援の斡旋を求めるときのみ）
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする日時、期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

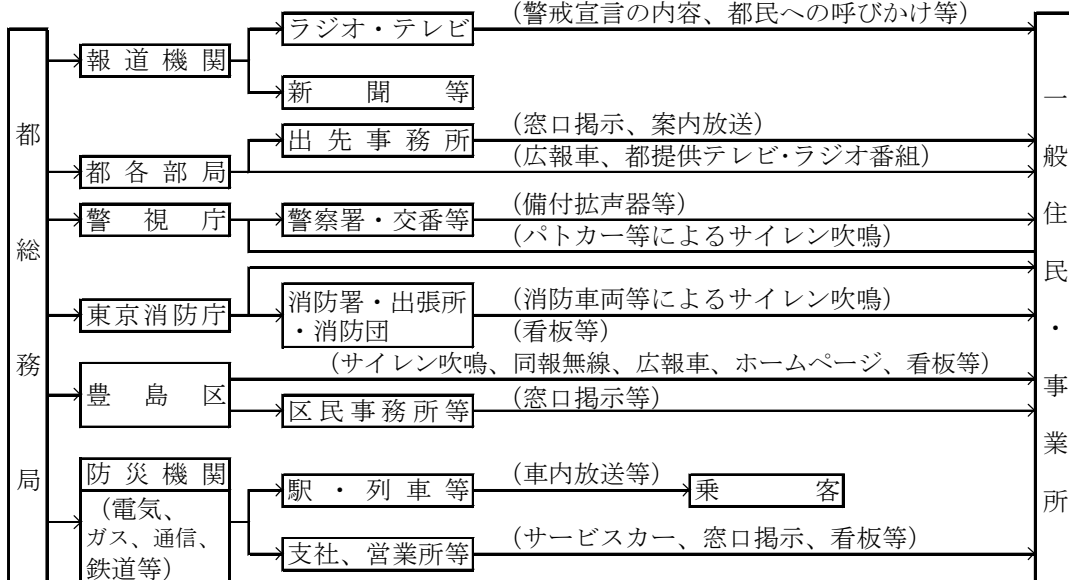
【総務部・政策経営部・教育委員会・警視庁・東京消防庁・区医師会・その他の防災関係機関】

第1 警戒宣言等の伝達

1 警戒宣言及び地震予知情報(赤)等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。



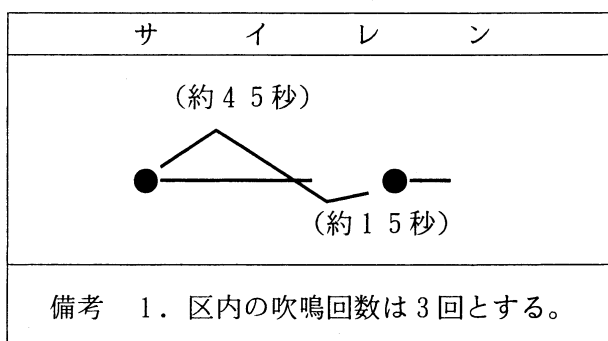
2 一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段



3 伝達態勢

機 関	内 容
区	<p>(1) 区は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報(赤)等の通報を受けた時は、直ちにその旨を防災行政無線、電話及びその他の手段により、区各部課、区医師会等に伝達するとともに、区教育委員会を通して、区立小中学校(園)に伝達する。</p> <p>(2) 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号(図-1参照)並びに同報系無線、広報車、ホームページ等の活用により警戒宣言(赤)が発せられたことを伝達する。</p> <p>(3) 町会・自治会が、要配慮者ひとりひとりに適した手段や方法で的確に情報を提供できるよう、町会・自治会と連携して情報提供態勢の構築を進める。</p>
警 視 庁 (第五方面本部) (池袋警察署) (巣鴨警察署) (目白警察署)	<p>(1) 各警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報(赤)等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。</p> <p>(2) 各警察署は、区に協力し、パトカーのサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達するほか、警察署、交番、駐在所、パトカー、白バイ、広報車、警備艇等のマイクを利用して広報を実施する。</p> <p>(3) 幹線道路、池袋駅周辺、東・西繁華街、サンシャインシティ、池袋ショッピングセンター、東武ホープセンターの地下街、映画館等に対して重点的に、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p>
東 京 消 防 庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)	<p>(1) 各消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報(赤)等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内出張所、消防団本部等へ伝達する。</p> <p>(2) 各消防署は、区に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
区 医 師 会	<p>区医師会は、都医師会又は区から警戒宣言及び地震予知情報(赤)等の通報を受けた時は、直ちに4区会の各区会長へ電話で伝達する。各区会長は班長に対し、班長は所属の会長に対し電話、口頭で伝達する。</p>
その他の防災機関	<p>都総務局から警戒宣言及び地震予知情報(赤)等を受けた時は、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体、事業者及び施設の利用者に周知する。</p>

図-1 防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



4 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 東京での予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳等の混乱も考えられる。これらに対処するため、都の実施するラジオ・テレビ等による広報の他、各防災機関及び区が広報活動を実施する。

なお各現場で混乱発生のおそれが見込まれる場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、区災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

1 広報

(1) 区の広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。特に重要な広報は、予め定めておくものとする。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容及び東京の予想震度等
- (イ) 区民及び事業所のとるべき防災措置
 - i 火の注意 ii 水の汲み置き iii 家具の転倒・落下・移動防止等
- (ウ) 混乱防止のための対応措置
 - i 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - (i) 列車の運行状況 (ii) 駅等の混乱状況 (iii) 時差退社の呼びかけ等
 - ii 道路交通の混乱防止のための広報
 - (i) 道路の渋滞状況 (ii) 交通規制の実施状況 (iii) 自動車利用の自粛要請等
 - iii 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - (i) 回線の輻輳状況 (ii) 規制措置の実施状況 (iii) 電話利用の自粛要請等
 - iv 買い出しなどによる混乱防止のための広報
 - (i) スーパーマーケット、デパート等の営業状況
 - (ii) 買い急ぎをする必要がないこと等 (iii) 物資の流通状況
 - v 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - (i) 金融機関の営業状況 (ii) 急いで引出しをする必要のないこと等

イ 広報の実施方法

同報系無線、ホームページ、デジタルサイネージ及び地域防災組織等を通じて広報活動を行う。

(2) 各防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり区に準じて行うものとする。

- (ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各機関は広報責任者、従業者、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
- (イ) 情報伝達に伴う従業者、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。
- (ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。
- (エ) 広報文は予め定めておくものとする。

ウ 防災広報の充実〔消防署〕

- (ア) 東海地震についての教育、啓発及び指導
- (イ) 東海地震に関する観測情報・注意事項についての広報
- (ウ) 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- (エ) 東京の予想震度、被害程度、津波の高さ、津波の到達時間
- (オ) 強化地域住民への津波に対する心得の広報
- (カ) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- (キ) 民心の安定のための警戒宣言時に防災機関が行う措置
- (ク) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

第 3 節 消防、危険物対策【東京消防庁・消防署・消防団・警視庁・東日本旅客鉄道(株)】

第 1 消防対策

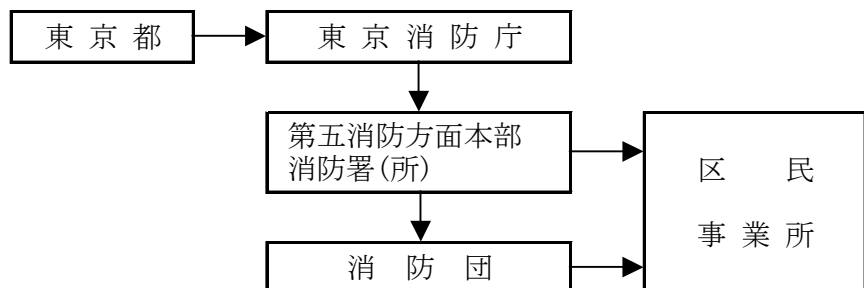
1 活動体制

注意情報(黄)発表時から引き続き震災警戒態勢下にある場合、次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 活動部隊の編成
- (3) 気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の強化
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

2 情報連絡体制の確立

- (1) 地震予知情報等の伝達ルート等



(2) 伝達方法

区と協力し、消防車両等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により伝達する。

3 区民（事業所）に対する呼びかけ

区民 に対する 呼び かけ	防災体制の確立	地域防災組織に対する、役員の招集、役割分担の確認
	情報の把握	テレビ、ラジオ並びに警察、消防、区からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	(1) 家具類、ガラス等の安全確保 (2) ブロック塀、門柱看板等の倒壊、落下防止措置
事業所 に 対 す る 呼 び か け	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配置
	情報の収集伝達等	(1) テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 (2) 顧客、従業者等に対する迅速正確な情報の伝達 (3) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止 (4) 顧客、従業者等に対する安全の確保 (5) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
	安全対策面からの 営業の方針	(1) 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用 する施設における営業の中止又は自粛 (2) 近距離通勤者に対する徒歩帰宅の呼びかけ (3) その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び 初期消火	(1) 火気使用設備器具の使用制限 (2) 危険物、薬品等の安全措置 (3) 消防用設備等の点検 (4) 初期消火態勢の確保
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

第2 危険物対策

1 石油類等危険物の取り扱い施設

予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- (1) 操業の制限、停止
- (2) 流出拡散防止資器材等の点検、配置
- (3) 緊急遮断装置の点検、確認
- (4) 火気使用の制限又は禁止
- (5) 消火設備等の点検確認

2 化学薬品等の取り扱い施設

学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- (1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置
- (2) 引火又は混合混触等による出火防止措置
- (3) 化学薬品等取り扱いの中止又は制限
- (4) 火気使用の中止又は制限
- (5) 消防用設備等の点検、確認

3 危険物輸送

機 関	内 容
警 視 庁	警戒宣言が発せられた場合、危険物の被害発生を防止するため、危険物の保管場所等の管理者に対し、自主警備態勢の強化、安全設備の点検及び保全並びに安全管理を徹底するよう指導する。
東 京 消 防 庁	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業者等に対し、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 (1) 出荷、受け入れの停止、又は制限 (2) 輸送途中車両における措置の徹底
東日本旅客鉄道 (東京支社)	(1) 火薬類 ア 現在、都内に着、発する火薬類積載車はないが、通過はありうる ので、これらの貨車は駅の安全な場所、又は立地上安全と思われる 途中駅に抑留の手段をとる。 イ 都内を輸送中の貨車は途中駅に一時抑留し警察署、消防署へ連絡 する。 (2) その他の危険物 都内を輸送中の危険品積タンク車は万一の場合を考慮して途中駅に 抑留し、必要により警察署、消防署へ連絡する。

第4節 警備・交通対策

【都市整備部・警視庁・警察署・都建設局・第四建設事務所・首都高速道路(株)】

第1 警備対策

- 1 警備部隊の編成
 - (1) 第五方面機動隊
 - (2) 警察署部隊
- 2 警備部隊の配備

池袋駅等の混乱の恐れのある駅、ターミナル、地下街、主要交差点等の実態を考慮し、必要により部隊を要点等に配備する。
- 3 治安維持活動

日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。

 - (1) 区内の実態把握に努める。
 - (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。
 - (3) 不安事案の予防及び取締りを実施する。

第2 交通対策

- 1 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

 - (1) 基本方針
 - ア 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
 - イ 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
 - ウ 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。
 - エ 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
- 2 運転者等のとるべき措置
 - (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
 - イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - ウ 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。
 - エ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
 - オ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
 - カ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
 - キ 現場警察官等の指示に従うこと。

第4部 警戒宣言に伴う対応措置

第3章 警戒宣言時の対応措置

(2) 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき。

津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

(3) 交通規制

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長は必要に応じ、次の規制を行う。

ア 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱を生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

イ 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

ウ 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記アの交通規制に準ずる。

第3 道路管理者のとりべき措置

機 関	内 容
区・都市整備部	<p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、関係機関と連絡を保ち、避難道路、緊急啓開道路等を重点に点検を行い、地震発災時に交通障害となる恐れのある道路の保全に努める。</p> <p>(2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるよう、工事を中止し、保安対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。</p>
都 建 設 局 第四建設事務所	<p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、地震発災時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について緊急特別点検を実施する。</p> <p>(2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止して、安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>
関東地方整備局 東京国道事務所	<p>(1) 警戒宣言が発せられた場合 道路パトロール等により、災害の発生するおそれのある箇所等の道路状況の把握に努めるものとする。なお、道路法に基づく占用物件についても、同様の措置を講ずるよう、その管理者を指導するものとする。</p> <p>(2) 工事中の所管施設に関する対策 地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を講ずることに伴い、必要となる補強、落下防止等の保全措置に努めるものとする。</p>
首都高速道路(株)	<p>(1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。</p> <p>(2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して、規制状況等の必要な広報を行う。</p> <p>(3) 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。</p> <p>(4) 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事の中断の措置をとり、必要な補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。</p>

第5節 公共輸送対策

【総務部・東日本旅客鉄道(株)・都交通局・東武鉄道(株)東上業務部・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)・東京消防庁・警視庁・東京バス協会・東旅協・都個人タクシー協会】

第1 鉄道対策

1 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報(赤)が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

機 関	情報伝達ルート及び伝達方法
東日本旅客鉄道 (東京支社) (池袋、大塚、 巣鴨、駒込、 目白、各駅)	<p>東京総合指令(列旅貨車客物) → 指令電話及び高速模写 → 旅客駅 → 掲示、放送 → 駅頭旅客 東京総合指令(列旅貨車客物) → 指令電話及び高速模写 → 車両区 → 通 告 → 車 掌 → 車内放送 → 車両旅客 東京総合指令(列旅貨車客物) → 一斉伝達 → 貨物駅 → 電 話 → 主要荷主通過 東京総合指令(列旅貨車客物) → 一斉伝達 → 庁舎内関係課</p>
都 交 通 局 (巣鴨、西巣鴨、 学習院下～ 新庚申塚各駅)	<p>総合指令所 → 指令電話 → 駅務管区 → 駅 → 放送・掲示等 → 駅旅客 総合指令所 → 指令電話 → 乗務管理所 → 列車 → 車内放送 → 車内旅客 総合指令所 → 列車無線 → 列車 → 車内放送 → 車内旅客 荒川電車営業所 → 電車無線 → 電車 → 車内放送 → 車内旅客</p>
東武鉄道(株) 東上業務部 (各駅)	<p>本運転指令社令 → 東運転指上令 → 指令電話列車無線駅モニター → 駅・車掌区 → 放送・掲示等 → 旅客 本運転指令社令 → 東運転指上令 → 列車無線 → 列車乗務員 → 車内放送 → 旅客</p>
西武鉄道(株) (本社、各駅)	<p>運転司令長 → 指令電話有線放送高速模写 → 駅・所 → 放送・掲示等案内表示器 → 旅客 運転司令長 → 列車無線 → 列車乗務員 → 車内放送 → 旅客</p>
東京地下鉄(株) (各駅)	<p>総合指令所 → 指令電話 → 駅 → 放送・掲示等 → 旅客 総合指令所 → 模写伝送 → 列車乗務員 → 車内放送 → 旅客 総合指令所 → 列車誘導無線 → 運転部 → 模写伝送 → 広報部 → 報道機関等 → 旅客 総合指令所 → 模写伝送 → 広報部 → 報道機関等 → 旅客</p>

2 列車運行措置

(1) 東日本旅客鉄道（東京支社）

ア 強化地域外周部における線区（イ に記載する線区を除く）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

イ 強化地域に近接する下記線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により列車の運転を中止する。

(ア) 東海道本線 藤沢・茅ヶ崎間

(イ) 中央本線 高尾・上野原間

(ウ) 青梅線 青梅・奥多摩間

(エ) 相模線 橋本・厚木間

(2) 都交通局及び民鉄各社

ア 運行方針

防災関係諸機関、報道機関並びに東日本旅客鉄道（東京地域本社）との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機 関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降
都 交 通 局 東 武 鉄 道 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応し、一部列車の運転中止が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	予め地震ダイヤ（仮称）を作成し、減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機 関	内 容
区	鉄道機関及び警視庁からの情報を基に、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
東 京 消 防 庁	平常時から区内の全事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
東日本旅客鉄道 （東京支社） 都 交 通 局 東 武 鉄 道 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄	(1) 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 (2) 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 (3) 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

4 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、下記の対応措置を講ずる。

機 関	旅客の安全を図るための措置	そ の 他 の 措 置 等
東日本旅客鉄道 (東京支社)	(1) 適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 (3) 状況により警察官の応援を要請する。	(1) 社員等を派遣して、駅の客扱い要員の増強を図る。 (2) 乗車券について次の措置をとる。 ア 強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。 イ 状況により、すべての乗車券類の発売を中止する。
都 交 通 局		(1) 状況を総合指令所長、駅務管区長に通報し、応援等を要請する。 (2) 状況により乗車券の発売中止を行う。
西 武 鉄 道		(1) 運輸部長、運転司令長に通報し、応援等を要請する。 (2) 状況により乗車券類の発売を中止する。
東 武 鉄 道		(1) 乗換駅における他鉄道との連絡乗換客については、関係他社、警察署等と打ち合せたものにより実施する。 (2) 状況により乗車券類の発売を中止する。
東京地下鉄		乗換駅における他鉄道との連絡乗換客については、関係他社、警察署等と打ち合せたものにより実施する。

5 池袋駅等の警備

各警察署等は、東海地震注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱の発生が予想される池袋駅及び混乱の発生した駅等については部隊を配備する。

(1) 池袋駅混乱防止対策

原則として

ア 逆噴水方式

東日本旅客鉄道及び東京地下鉄の乗客を一旦地上にあげ東武東上線、西武池袋線の駅へ整理誘導する。

イ 駅前の交通規制

池袋駅西口及び東口を歩行者天国方式とする。

6 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、区、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し、上記1～5までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関はやむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

7 長距離旅客等の対応措置

東日本旅客鉄道は、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取り扱いをする。

8 その他施設管理等〔東京地下鉄〕

列車の運行又は旅客公衆及び従業員の安全に係る工事については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止するものとし、必要により仮設物の撤去補強等の安全措置をとる。

第2 バス・タクシー等対策

1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	<p>(1) 路線バス</p> <p>ア 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>イ 運行計画</p> <p>(ア) 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p> <p>(イ) 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p>(ウ) 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。</p> <p>(エ) 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>(オ) 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>(2) 貸切バス 必要やむを得ない貸し切りバスを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p>
都個人タクシー協会	

3 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、区、警視庁、東京消防庁、各鉄道機関、及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、都民、事業所に対する広報及び指導を行う。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校・病院・福祉施設対策

【保健福祉部・池袋保健所・教育委員会事務局教育部・学校（幼稚園、小学校、中学校）・
区医師会・福祉施設（保育園、通園施設、児童館、児童育成室、子どもスキップ）】

第1 学校（幼稚園、小学校、中学校）

1 警戒宣言に伴う授業等の措置及び警戒解除宣言に伴う措置

警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置をとる。

(1) 幼児、児童、生徒の帰宅方法

ア 幼稚園、小学校の幼児、児童については、保護者又はこれに代わる者に帰宅先を確認し引渡す。下校時や帰宅後の安全が確保されるまで、園あるいは学校で保護する。

イ 中学校生徒については、生徒を地域別班別に分け、教師の先導により集団下校を行う。又、各班の下校経路は予め定めておく。下校時や帰宅後の安全が確保されるまで、学校で保護する。

ウ 小・中学校心身障害児学級の児童・生徒については、保護者又はこれに代わる者に帰宅先を確認し引渡す。引取りが済むまでは学校で保護する。

エ 幼児、児童等の保護者又はこれに代わる者への引渡し手続きは、原則として、事前に提出してある「引渡しカード」により行う。

(2) 学校行事

修学旅行、移動教室、遠足等の学校行事の計画は中止又は延期し、その旨教育部へ連絡する。移動教室等実施中の場合は、地元官公署等と連絡をとり、原則として直ちに中止し、帰校（園）の措置をとり、帰校（園）後、幼児、児童、生徒を保護者等に引渡す。

(3) 強化地域内における修学旅行、移動教室等の措置

警戒宣言時に強化地域内での修学旅行、移動教室を実施している場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。又速やかに学校と連絡をとり、校長は対応の状況を教育部へ報告するとともに、保護者へ周知するよう努力する。

(4) 学校（園）におけるその他の対応策

ア 学校（園）に残留する幼児、児童、生徒は引取りが済むまで学校（園）で適切な措置をとり、教育部に連絡し保護する。

イ 学校班の防災組織及び態勢の確認

ウ 校内施設、設備の安全点検と巡視

エ 防災施設、設備の点検

オ 校舎施設の応急措置

カ 学校班と地域本部、救援センター及び地域防災組織との連携

(5) 学校（園）との連絡体制等

ア 電話が利用できないので、文書又は口頭による連絡組織で行う。（文書回覧を原則とし、口頭はやむを得ない場合とする）

イ 授業再開の日程を文書又は口頭により、連絡網を通じて行う。併せて校門に再開予定の掲示を行う。

ウ 授業再開は 警戒解除宣言が午前6時までの場合 当日 平常授業を行う。

警戒解除制限が午前10時までの場合 当日 2時間後に開始する。

警戒解除宣言が午前10時以降の場合 当日 授業を行わない。

エ 警戒宣言解除は、ラジオ、テレビ、都及び区の広報等によって得るものとする。

第2 病院、診療所

- 1 病院及び診療所は警戒宣言時においても、可能な限り平常診療を行い、このための必要な職員の確保は、予め定められた方法による。

区医師会及び区歯科医師会の対応は次のとおりである。

機 関	外 来 診 療
区医師会 区歯科医師会 (病院) (診療所)	(1) 医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。 (2) 軽症患者については必要に応じた診療制限を行う。 (3) 救急患者に対して常時診療態勢を整える。

- 2 防災措置等

- (1) 建物、設備の点検・防災措置
- (2) 医薬品、危険物の点検・防災措置
- (3) 落下物の防止
- (4) 非常用設備、備品の点検及び確保
- (5) 職員の分担事務の確認

- 3 その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

第3 福祉施設

- 1 保育園、児童館、児童育成室、子どもスキップ

警戒宣言が発せられるとともに、原則として通常保育等を中止して、警戒宣言が解除されるまで臨時休園（館、室）の措置をとる。

- (1) 園児の扱い

ア 通園バスを使用している園児は、通常運行している道順により指定された地点で保護者に引渡す。

イ 園児は、予め定めた方法により利用者名簿確認のうえ、保護者に引渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するように依頼する。

ウ 保護者の引取りが済むまで、園児は園で保護する。

エ 園外において指導時には、速やかに帰園するものとし、帰園後園児を保護者に引渡す。又交通機関、道路の状況等によって、帰園することが危険と判断される場合は、園及び区に連絡をとり、適宜の措置をとる。

- (2) 防災措置

- ア 施設設備、消火器、火気等の点検
- イ 転倒、落下物の防止措置
- ウ 飲料水の確保、食料、ミルク等の確認
- エ 医薬品等の確認

- (3) その他

ア 園児の引渡し方法は、予め定め、保護者と十分な打合せをする。

イ 職員、園児、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。

- (4) 児童館外指導時の措置

第4部 警戒宣言に伴う対応措置

第3章 警戒宣言時の対応措置

- ア 宿泊を伴う場合は、地元の対策本部の指示に従う。
- イ ハイキング等の場合は、即時帰館の措置をとる。
- ウ 強化地域の場合は、その地の警戒本部の指示に従う。

2 障害者福祉施設（通所施設）

警戒宣言が発せられるとともに、原則として活動を中止して利用者の安全を図り、下記の措置をとる。

(1) 通所者の扱い

- ア 利用者は、あらかじめ定めた方法により、保護者に引渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するように依頼する。
- イ 保護者の引き取りが済むまで、利用者は施設で保護する。
- ウ 施設外での活動時には、速やかに施設に戻った後、保護者に引渡す。また、交通機関、道路の状況によって、施設に戻ることが危険と判断される場合には、施設及び区に連絡をとり、適宜措置をとる。

(2) 防災措置

- ア 施設設備、消火器、火気等の点検
- イ 転倒、落下物の防止措置
- ウ 飲料水の確保、食料等の確認
- エ 医薬品などの確認

(3) 施設外活動時の措置

- ア 宿泊を伴う場合は、滞在先の対策本部の指示に従う。
- イ ハイキング等の場合は、即時に施設に戻る措置をとる。
- ウ 強化地域の場合は、当該地の警戒本部の指示に従う。

(4) その他

- ア 利用者の引渡し方法は、あらかじめ保護者と十分な打合せを行う。
- イ 職員、利用者、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。

第7節 劇場・超高層ビル・地下街等の対策 【文化商工部・区民部・東京消防庁】

劇場、超高層ビル、地下街等、不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は下記の対応措置を行う。

機関	対象	対応措置
東京消防庁 (豊島消防署) (池袋消防署)		消防計画により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分では、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。
	劇場・映画館	(1) 火気使用の中止又は制限 (2) 消防用設備等の点検、確認 (3) 避難施設の確認 (4) 救急処置に必要な資材の準備 (5) 営業の中止又は自粛。ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 (6) 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導

機関	対象	対応措置
	超 高 層 ビ ル	(1) 火気使用の中止又は制限 (2) 消防用設備等の点検、確認 (3) 避難施設の確認 (4) 救急処置に必要な資材の準備 (5) ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 (6) 店舗等の利用者に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けての誘導 (7) エレベーター（地震時管制運転装置付きを除く）の運転中止及び避難時の階段利用
	地 下 街	(1) 火気使用の中止又は制限 (2) 消防用設備等の点検、確認 (3) 避難施設の確認 (4) 救急処置に必要な資材の準備 (5) 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 (6) 利用者に対しての必要な情報の伝達及び従業員による誘導の実施
区 (文化商工部) (区民部)	としま産業振興プラザ (IKE・Biz) 芸術文化劇場 (東京建物 Brillia HALL) としま区民センター 舞台芸術センター (あうるすぽっと) 区民集会室 地域文化創造館 体育館 総合体育場 図書館等	(1) 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は、主催責任者と協議のうえ閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 (2) 団体利用者及び個人使用者に対する警戒宣言の情報は混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 (3) 職員の役割分担を行い、施設設備の点検、ガラスの落下防止等の防災措置を実施し、保安要員を確保する。

第 8 節 電話・電報対策【NTT東日本】

第 1 判定会招集の報道開始後の混乱防止措置

区 分	内 容
電 話	<p>判定会招集の報道直後から、防災関係機関等の情報連絡及び都民等による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合において、防災機関等の重要通話の優先確保とともに、一般通話を可能な限り確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行う。</p> <p>(1) 確保する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 イ 公衆電話（緑色、グレー）からの通話 ウ 非常・緊急扱い通話及び電報 <p>(2) 可能な限りにおいて取扱う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一般加入電話からのダイヤル通話 イ 一般電報の発信及び電話による配達 ウ 防災関係機関等からの緊急な要請への対応 <p>(ア) 故障修理</p> <p>(イ) 臨時電話、臨時専用線等の開通</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
電 報	<p>判定会招集の報道以降、電報の扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。</p> <p>(1) 東京地域内から発信される電報</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災機関等の非常・緊急の取り扱いは確保する。 イ 一般の電報は、強化地域内に向けて発信するものについては、遅延を承知するものに限り受け付ける。又、強化地域外向けの電報については、可能な限り受け付ける。 <p>(2) 東京地域内に着信する電報</p> <p>可能な限り配達するが、困難な場合は電話で配達する。</p>

第2 広報

判定会招集の報道開始後及び警戒宣言時、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。

- 1 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置及び代替となる通信手段
(自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む)
- 2 電報の受付及び配達状況
(遅延承知のものに限り取り扱うこと等の利用制限の周知も含む)
- 3 加入電話等の開通
- 4 支店等営業における業務実施状況
- 5 利用者に対し協力を要請する事項
業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること、及び特別災害用公衆電話の利用あるいは、通話混雑時の電話利用等について協力を求める周知等
- 6 公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知
- 7 災害用伝言ダイヤル「171」の提供の開始・停止
- 8 その他必要とする事項

第3 防災措置の実施

- 1 災害対策用機器及び車両の点検、整備
- 2 応急対策、応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送方法の確認と手配
- 3 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認
- 4 電気通信設備等の巡回・点検並びに防護
- 5 工事中の施設の安全措置
- 6 可動物品の固定
- 7 可燃物、危険物の安全措置

第9節 電気・ガス・上下水道対策

【都水道局・都下水道局・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガス(株)】

第1 電気

- 1 非常態勢の区分
東海地震注意情報(黄)が発せられた場合並びに警戒宣言が発せられた場合に対処するための非常態勢は、次の区分による。

非常災害の情勢	非常態勢の区分
東海地震注意情報(黄)が発せられた場合	第2非常態勢
警戒宣言が発せられた場合	第3非常態勢

- 2 非常態勢の発令及び解除
 - (1) 東海地震注意情報(黄)が発せられた場合、又は警戒宣言が発せられた場合は、速やかに非常態勢を発令するとともに上級機関に速やかに報告する。非常態勢が発令された場合は、速やかに本(支)部を設置する。
 - (2) 本(支)部長は警戒を解除すべき旨の通知を受けた場合は、非常態勢を解除する。

3 電力施設の予防措置に関する事項

(1) 東海地震注意情報(黄)が発せられ第2非常態勢が発せられた場合

ア 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

イ 保安通信設備の活用を図り、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。又、社外的には公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 強化地域及び強化地域周辺地域で仕掛り中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を実施する。

(2) 警戒宣言が発せられ第3非常態勢が発令された場合

東海地震関係店所及び東海地震周辺店所は、仕掛り中の工事及び作業中の各電力施設について人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

第2 ガス

1 東海地震注意情報が発表された場合の対応

東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制を取り、必要な情報の伝達等を行う。

東海地震に関する情報、東海地震注意情報を受理した場合、受理責任者は社長に報告するとともに、臨時体制に係る関係者、その他必要な関係者に伝達する。

2 警戒本部への移行

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律73号)の規定に基づき、東海地震予知情報が発表時及び警戒宣言発令時における、災害の防止と被害の軽減を図るため、地震防災応急対策を行う。非常事態対策規則に従い、社長の命によって、対策本部(以下、警戒本部という)を、及び支部(以下、警戒支部という)を設置し、所要の社員等を動員するとともに、協力企業等との連携並びに外部関係機関等との連絡を密にして、すみやかに非常の体制に移行する。

また、警戒宣言が発令された場合は、すみやかに地震防災応急対策を実施する。

3 警戒宣言が発令された場合の対策

(1) 製造・供給の調整

製造・供給に関して必要な調整を行う。

(2) ガス工作物等の巡視・点検及び検査

地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、予め定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視点検及び検査を行う。

(3) 工事等の中断

工事中、又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急的保安措置を実施のうえ、工事又は作業を中断する。

(4) 対策要員の確保

あらかじめ定めた動員を実施し、対策要員を確保する。

(5) 資器材等の確保及び整備

非常災害発生時における復旧のための準備に準じ、復旧時に必要となる前進基地及び資器材等の確保の施策を推進する。

(6) 避難等の要請

本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対し、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(7) 安全広報

利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。又、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

4 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応

(1) 臨時体制の設置

南海トラフ沿いにおける異常な現象の発生に伴い、気象庁から南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合は、臨時体制をとり、必要な情報の伝達等を行う。体制及び対応は東海地震注意情報が発表された場合の対応に準ずる。

(2) 非常態勢への移行

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）にて、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が高まったことが発表された場合は、第二次非常態勢に移行する。体制及び対応は、警戒宣言（東海地震予知情報）発令時のものに準ずる。

(3) 体制の変更・解除

南海トラフ沿いにおける異常な現象の発生を受けて体制設置後、体制の継続が必要となる地震が発生しなかった場合、3日程度を目安に非常態勢から臨時体制への移行、また1週間程度を目安に体制の解除を、状況に応じて判断する。

第3 上水道

- 1 警戒宣言発令と同時に給水対策本部を設置する。
- 2 地震発生に備えて情報連絡、広報及び水道施設点検を強化し、必要な安全措置を講じるとともに、地震発生後の応急対策の準備を行う。
- 3 警戒宣言時においても、平常給水を維持する。また、発災に備えて当座の飲料水を汲み置くよう広報する。

第4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

1 危険物に対する保安措置

東京都災害対策本部が設置され対策本部長（知事）が非常配備態勢を発令した時は、下水道局においても当該非常配備態勢をとり、保安措置にあたる。

2 施設等の保安措置

(1) 施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、管きょ施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

(2) 工事現場では、工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

第10節 生活物資対策 【総務部・政策経営部・文化商工部】

区は、警戒宣言発令時において、食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等はできるだけ営業を継続し、売りおしみをしないよう、又区民に対しては、スーパーマার্ケ

ット小売店等の営業状況及び買占め、買い急ぎ等しないよう、ホームページ、防災行政無線等により呼びかけを行う。

又、東京都中央卸売市場は、生鮮食料品を安定確保するため、平常通り市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うこととしている。

第 11 節 金融対策 【総務部・政策経営部・会計管理室】

区は、警戒宣言発令時において、ホームページ、同報系無線等により、金融機関及び郵便局に対し、できるだけ窓口業務を確保するよう要請するとともに、区民に対しては、金融機関、郵便局の営業状況を周知し、急いで預金を引き出す必要のないことを呼びかける。

なお、金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮し、店頭顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するように配慮させることとしている。

また、区税の対応措置は次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、区税の申告、納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言が発せられた後、引続き、区の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、区税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。
都においても、都税は上記と同様の対応措置をとることとしている。

第 12 節 救援、救護対策

【総務部・池袋保健所・都水道局中央支所・区内米穀小売商業組合・区内麺類協同組合・生活協同組合コープみらい・豊島池袋食品衛生協会・東京都トラック協会豊島支部・区医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会・薬業協同組合】

第 1 給水態勢

- 1 応急態勢の確立
発災後に備え、水道局中央支所においては、都給水対策本部との情報連絡及び保安点検強化、応急給水用資器材の点検整備等を行う。

第 2 食料等の配布態勢

- 1 配布態勢
区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うための態勢をとる。
- 2 協定に基づく精米、粉乳等の準備態勢
 - (1) 区は、応急精米の優先供給に関する協定書に基づき、区内米穀小売商業組合に対して精米の確保及び納入ができる態勢をとるよう要請する。
 - (2) 区は、応急食品（麺類等）の供給に関する協定書に基づき、区内麺類協同組合に対して応急食品（麺類等）の確保及び提供ができる態勢をとるよう要請する。
 - (3) 区は、協定に基づき、薬業協同組合に対し、乳幼児用粉乳を優先供給できる態勢をとるよう要請する。
 - (4) 区は、応急生活物資の供給等に関する協定書に基づき、生活協同組合コープみらいに対

して食品等の応急生活物資の確保及び提供ができる態勢をとるよう要請する。

(5) 区は応急食料供給の協力等に関する協定書に基づき、豊島池袋食品衛生協会に対して人員、設備機器の確保及び提供ができる態勢をとるよう要請する。

3 運搬計画

(1) 区は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、東京都トラック協会豊島支部に待機の態勢を要請する。

(2) 区は、調達困難な食品、副食品及び生活必需品を都に要請する場合に備え、物資集積地を準備し、救援センター等へ輸送できる態勢をとる。

4 その地

区は、即時調達態勢を確保するため、商工団体及び小売店等に物資の供給できる態勢を整えるよう要請する。

第3 医療救護態勢

区医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会は、発災時に備え、区内の地域本部等へ出動できるよう医療救護班の編成態勢をとる。

第4 医療品の確保

医薬品卸売業者との協定に基づき、災害薬事センターが、応急医薬品の供給を要請し調達する。

第 4 章 区 民 ・ 事 業 所 等 の と る べ き 措 置

豊島区の地域は「東海地震」が発生した場合、震度5程度になると予想されている。

震度5程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、ブロック塀や自動販売機等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が生じるものと予想される。

又、豊島区は、池袋副都心を中心として高度に人口等が集中しており、警戒宣言及び地震予知情報(赤)による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区及び各防災機関は被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずることとするが、区民及び事業所においても十分な備えをする必要がある。

本章においては、区民、地域防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第 1 節 区民のとるべき措置

第 1 東海地震に関連する調査情報(青)発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用を自粛する。
- 4 自動車の使用を自粛する。

第 2 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報の把握を行う。
 - (1) 区の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - (2) 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせあう。
- 2 火気の使用に注意する。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - (2) ガスメーターコックの位置を確認する。(避難するときはガスメーターコック及び元栓を閉める)
 - (3) 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。(避難するときはブレーカーを遮断する)
 - (4) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - (5) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めバケツを準備しておく。
- 4 テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重いものをおろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - (1) 窓ガラスに荷造用テープを張る。

- (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるようまとめておく（非常持出品の準備）。
- 9 火に強くなるべく動きやすい服装にする。
- 10 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
 - (1) 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- 12 幼児、児童の行動に注意する。
 - (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な所で遊ばせる。
 - (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引取りに行く。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14 エレベーターの使用は避ける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

第3 平常時

- 1 東海地震の発災に備え地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- 2 消火器など防災用品を準備しておく。
- 3 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- 4 ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- 5 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出品の準備をしておく。
- 6 家族で対応措置を話し合っておく。
 - (1) 注意情報（黄）発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などを予め決めておく。
 - (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- 7 区、消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- 8 避難行動要支援者等がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署・交番等に知らせておく。

第 2 節 地域防災組織のとるべき措置

第 1 東海地震に関連する調査情報(青)発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 2 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

第 2 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 各自の役割分担を確認する。
- 2 区からの情報を地区内住民に伝達する。
- 3 地区内住民のとるべき措置(前節参照)を呼びかける。
- 4 ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 要配慮者の支援活動を行う(警戒宣言発令時の情報伝達・家内の安全確認・避難準備など)。
- 7 がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第 3 節 事業所のとるべき措置

第 1 東海地震に関連する調査情報(青)発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。

第 2 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。
- 4 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。又、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。

- 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・警察・消防署（所）・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- 10 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- 11 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 12 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

